

聴覚障がいのある方へ 人工内耳体外機の 買い替えの助成を始めます



平成27年4月より、日常生活用具に人工内耳体外機の給付が加まりました。

【対象者】

身体障害者手帳（聴覚障がい）をお持ちで、人工内耳を装着しており、人工内耳体外機が医療保険の適用とならない場合で前回の購入から5年以上経過している方

【助成上限額】

30万円（原則自己負担1割。ただし、生活保護や市民税非課税世帯は自己負担なし）

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、印鑑、業者の見積書、人工内耳装用が分かる書類（人工内耳装用者カードの写しなど）

【申請・お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当
（市役所1階⑨番窓口）
☎32・2279 / FAX35・0272
Mail:s-kaigo@city.komatsushima.tokushima.jp

就職や退職、結婚などによる国民年金種別変更のお知らせ

届出をしなかったために将来の年金額などに影響が出る場合があります。必要な手続きはお早めに！

■ 種別が変わるときは届出が必要です

| 現種別 | 種別の変わる事由 | 届出先 |
|---------------------|--|---------|
| 第1号 | 就職して厚生年金または共済組合に加入した | 勤務先 |
| | 会社員と結婚して被扶養配偶者になった 夫が就職して、被扶養配偶者になった | 配偶者の勤務先 |
| 第2号 | 転職して自営業になった（被扶養配偶者も第1号被保険者になります。） | 市役所 |
| | 会社を退職して、自営業者の妻になった 会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になった | 配偶者の勤務先 |
| 第3号 | 夫が会社を退職した | 市役所 |
| | 会社員の夫と離婚した | |
| | 収入が増え、被扶養配偶者でなくなった | 勤務先 |
| | 夫が亡くなった | |
| 会社に就職して被扶養配偶者でなくなった | 勤務先 | |
| | 夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった | 配偶者の勤務先 |

国民年金の加入者は3種別に分けられます

- 第1号被保険者
自営業、学生など（第2号・第3号被保険者以外の方）
- 第2号被保険者
会社員などの厚生年金保険・共済組合などの加入者
- 第3号被保険者
会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者



※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者の場合は、妻と夫を読み替えてください。

【お問い合わせ先】

市健康増進課年金担当（市役所1階③番窓口）☎32・4120 / FAX35・0173
Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.tokushima.jp